

総社市議会告示第 1 号

総社市議会個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年総社市議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

総社市議会議長 村 木 理 英

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
（個人識別符号） 第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字, 番号, 記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 （1）～（5）略 （6）私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）第 4 5 条第 1 項に規定する加入者等記号・番号 （7）国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号 （8）国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 1 条の 2 第 1 項に規定する被保険者記号・番号 （9）略 （10）道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 3 条第 1 項第 1 号の免許証の番号又は同法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号 （11）地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 1 4 4 条の 2 4 の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号 （12）及び（13）略 （14）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 6 1 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号	（個人識別符号） 第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字, 番号, 記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 （1）～（5）略 （6）私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）第 4 5 条第 1 項に規定する<u>保険者番号及び</u>加入者等記号・番号 （7）国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 1 項に規定する<u>保険者番号及び</u>組合員等記号・番号 （8）国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 1 条の 2 第 1 項に規定する<u>保険者番号及び</u>被保険者記号・番号 （9）略 （10）道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 3 条第 1 項第 1 号の免許証の番号 （11）地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 1 4 4 条の 2 4 の 2 第 1 項に規定する<u>保険者番号及び</u>組合員等記号・番号 （12）及び（13）略 （14）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 6 1 条の 2 第 1 項に規定する<u>保険者番号及び</u>被保険者番号

改 正 後	改 正 前
(15)～(17) 略 (漏えい等の通知) 第 5 条 略 2 議長は、条例第 1 1 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に<u>掲げる</u>事項を通知しなければならない。 (1)～(5) 略 (開示請求等における本人確認手続等) 第 1 0 条 条例第 1 9 条第 2 項、第 3 2 条第 2 項又は第 3 9 条第 2 項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第 1 9 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) 略 2 ～ 5 略 (開示決定等の<u>際に通知すべき事項</u>) 第 1 1 条 略 <u>様式第 1 号 (第 9 条関係)</u> (別紙のとおり)	(15)～(17) 略 (漏えい等の通知) 第 5 条 略 2 議長は、条例第 1 1 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に<u>定める</u>事項を通知しなければならない。 (1)～(5) 略 (開示請求等における本人確認手続等) 第 1 0 条 条例第 1 9 条第 2 項、第 3 2 条第 2 項又は第 3 9 条第 2 項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第 1 9 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) 略 2 ～ 5 略 (開示決定等の<u>通知</u>) 第 1 1 条 略 <u>様式第 1 号 (第 9 条関係)</u> 略

改 正 後	改 正 前
<u>様式第 1 0 号（第 1 8 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 1 0 号（第 1 8 条関係）</u> 略
<u>様式第 1 6 号（第 2 3 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 1 6 号（第 2 3 条関係）</u> 略

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は，令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。ただし，第 3 条第 1 0 号の改正規定は，令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に改正前の総社市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は，改正後の総社市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

年 月 日

開示請求書

総社市議会議長 様

郵便番号
住所又は居所
（ふりがな）
氏 名
電話番号

総社市議会個人情報の保護に関する条例第 19 条第 1 項の規定により，次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報

2 求める開示の実施方法等

ア 事務所における開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他（ ）
＜実施の希望日＞ 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
☐ 運転免許証
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
☐ 在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐ その他（ ）
※郵送により請求する場合は，加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

（ア）本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人
☐ 任意代理人委任者

（イ）本人の住所又は居所

（ふりがな）

（ウ）本人の氏名

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

年 月 日

訂正請求書

総社市議会議長 様

郵便番号
住所又は居所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

総社市議会個人情報の保護に関する条例第 3 2 条第 1 項の規定により，次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 郵送により請求する場合は，加えて住民票の写し等を添付してください。

ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人
☐任意代理人委任者

(ふりがな)

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

利用停止請求書

年 月 日

総社市議会議長 様

郵便番号
住所又は居所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

総社市議会個人情報の保護に関する条例第 39 条第 1 項の規定により，次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨 及び理由	(趣旨) ☐ 第 1 号該当 ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 第 2 号該当 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード，特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 郵送により請求する場合は，加えて住民票の写し等を添付してください。

ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人
☐任意代理人委任者

ウ 本人の氏名

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()